

議会だより

No.146

☆9月定例会	15
☆8月・10月臨時議会	16
☆活動報告	16
☆一般質問	17
☆決算審査意見書	21
☆議案等の審議結果	23

発行 麻績村議会
編集 議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

9月定例会

9月定例会は、9月6日から13日までの8日間の会期で開催された。

今議会もコロナ禍での開催となり、アルコール消毒やマスクの着用、傍聴席数の制限や議場内の換気の徹底などに加え、一般質問の時間や議員が自主的に通常より10分短縮し、45分とし全体の時間を短縮することも感染予防を徹底して行った。

9月の定例会については、決算議会とも言われ、令和3年度の一般会計や特別会計の決算について、その執行状況を確認し、認定を行うことが大きな議決事項となっている。

本会議第1日目は、諸般の報告として、令和3年度の麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率と資金不足比率に関する報告が行われたあと、

- ・契約議案 1件
- ・条例改正議案 1件

- ・令和4年度補正予算 7件
- ・同意案件 3件
- ・令和3年度決算認定 8件

の合計20件が一括上程され、上程後全員協議会を行い契約議案1件について提出者より詳細説明を受け、審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。また、一般会計と各特別会計については、7月に監査委員による決算の審査が行われており、その結果に基づき、飯森代表監査委員より「決算審査意見書」の報告がなされた。

本会議終了後、議会全員協議会を行い、可決された一議案と決算を除く、その他上程した議案等の詳細説明を提出者から受けた。

今回の一般会計の補正予算については、総額3億3070万円という規模の大きな補正となったが、その内訳は歳入として、地方交付税が約2億3030万円、前年度決算確定に伴う繰越金の増額8370万円などとなっている。

9月は前述のとおり決算認定が重要なもののため、例年9月定例会の会期中に各会計の決算について、各課担当より詳細説明を受けることとなっており、9月7日に開催された総務経済委員会と社会文教委員会の中で説明を受けた。

前段の監査委員による決算審査において、執行状況に係る審査が行われているため、ここでは決算書に添付されている「効果調書」をもとに、執行した事業がどのような効果があったのか、事業を行ったことで成果はどうであったか、どのような方針で実施されたものであったかなどに主眼をあてた説明がなされた。

本会議2日目の9月9日には、一般質問を行い、7名の議員が登壇し、村政の執行状況や将来に對

する方針について所信を質し、あるいは報告、説明を求めた。

質問の内容については、「やまぼうし作業場」の改修、高齢者対策、マイナンバーカードの必要性、シエーンガルテン等の村営施設の運営、コロナウイルス感染症の感染に対する対策、中学校部活動の地域移行についてや空き家対策についてなど多岐にわたるものであった。

本会議3日目である9月13日は、第1日目に採決された議案以外の議案8件、決算認定8件、同意3件の審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。

案件は全て全員賛成による承認・可決・認定・同意がなされた。

諸般の報告

求める意見書の提出を求める陳情

条例の改正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年度補正予算

一般会計補正(第4号)

国民健康保険特別会計補正(第1号)

聖高原別荘地地上権分譲特別会計補正(第1号)

諸願・陳情等の委員会付託

○沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を

○下水道事業特別会計
補正 (第1号)

○水道事業特別会計
補正 (第2号)

○介護保険特別会計
補正 (第1号)

○後期高齢者医療特別
会計補正 (第1号)

同意案件

○教育長の任命

加瀬 浩明氏

○教育委員会委員の
任命 高野 羊子氏

○固定資産評価審査
委員会委員の選任

森山 幸一氏

議員発議

○麻績村選挙管理委員
会委員及び同補充員
の選任

○議会議員の派遣

閉会中継続調査申出

○議会の運営に関する
事項
(議会運営委員会)

**選挙管理委員会委員長
及び補充員を選任**

9月定例議会で選挙

管理委員会委員及び同
補充員が選任された。
なお10月に行われた
選挙管理委員会委員
長に城山敏氏が選任さ
れた。

委員長 城山 敏氏
職務代理 柳澤 博氏
委員 柳澤 孝好氏
委員 川口 康治氏

8月臨時議会

上井堀地区において
水道整備事業が進めら
れており入札の結果、
工事請負契約の仮契約
が締結された。地方自
治法第96条第1項第5
号の規程及び議会の議
決の付すべき契約及び
財産の取得又は処分
に関する条例第2条の規
定に基づき、8月10日
に臨時議会が開催され
全会一致で可決された。

10月臨時議会

総務費・民生費・衛
生費・商工費において
早急に予算の補正が必
要となり、10月20日に
臨時議会が開催された。
総務費では原油価格
高騰対策生活支援筑北
地域共通燃料購入商品
券とそれに係る経費の
補正、民生費では価格
高騰緊急支援給付金と
生活困窮世帯緊急支援
金関連経費の増額補正、
衛生費では村新型コロナ
ナワクチン接種関連経
費の補正、また商工費
では新型コロナウイルス
感染症対策商工会支
援金などが計上された
もので補正額は、48
20万円の増額。今回
の補正により、令和4
年度的一般会計予算の
総額は30億7480
万円となった。

私たちはこんな活動をしています

8月

- ・第3回臨時議会
- ・議会全員協議会
- ・松本糸魚川連絡道路建設
推進議員連盟総会
- ・議会運営委員会
- ・国道403号期成同盟会
- ・議会連絡会
- ・例月出納検査
- ・青木麻績インター千曲線
整備促進期成同盟会同盟
会県要望
- ・大町麻績インター千曲線
整備促進期成同盟会要望

9月

- ・議会定例会
- ・議会全員協議会
- ・総務経済委員会
- ・社会文教委員会
- ・森林活性化促進議員
連盟県連絡会議
- ・町村議会議長会政務調査
会

10月

- ・例月出納検査
- ・長野県町村議会議長会
定期総会
- ・第4回臨時議会
- ・議会全員協議会
- ・例月出納検査
- ・議会だより編集委員会
- ・視察研修
(朝日村・生坂村)
- ・町村監査委員研修



男女共同参画・議会動画配信 先進地視察(朝日村・生坂村)

一般質問

質問事項

茂木 泰男

○共同作業場「山ぼうし」の改修等について

飯森 寛志

○高齢者（後期高齢者）の家庭への対応、対策について
○中山間地対策、麻績村農業再生協議会と関連団体との連携について
○保育園、学校（小・中）、通園通学路の更なる安心安全の通園通学について

宮川 秀俊

○マイナンバーカードについて ○水道事業について
○保育園のおむつ処理対策について ○長野自動車道麻績バス停について

清水 清

○シェンガルテンおみの運営について ○新型コロナウイルス感染症対応について
○村の危機管理対応について

飯森 茂孝

○「ウイズコロナ」に向けての感染対策は ○子ども・子育て支援について
○地区懇談会について

塚原 利彦

○中学校部活動の地域移行について ○公共交通の検討結果について
○シルバー人材センターへの委託業務に関して

宮下 朗

○空き家対策について ○リフォーム補助について
○創業支援について

「やまぼうし作業場」の施設改修について

設備の規模や財源を含む研究を進めている



茂木 泰男 議員

問 「障がい者を持つ両親」の精神的、経済的な負担は計り知れないものがある。生き生きと安心してすごせる「やまぼうし作業場」は欠かせない存在だ。現施設は旧保育園舎を移転された施設であり老朽化が進み大変危険な建物と思われる。過去の答弁では、福祉施設整備研究検討委員会を設け検討するとの前向きな姿勢が述べられていたが、現在までの進捗状況は。

答 現在「やまぼうし作業場」の施設は、老朽化により新たな施設の整備を検討している。現在、利用者の減少や作業量の減少、将来に向けた利用方法や利用者への把握、必要となる設備の内容や規模、財源等につき研究を進めているのが現在の状況である。

問 福祉施設の研究検討委員会の設置は。

答 現在まだ設置されておらず、現状ではどのような施設が考えられるのか、研究や情報収集をしている段階だ。関係される皆さんや団体等幅広く構成員に考えている。

問 過去にアンケートを実施した結果は。

答 調査の目的として村の地域共生社会の実現に向け、福祉全般、高齢者、障がい者支援等幅広い範囲で調査を行っている。回答率は約35%で、今後の施策の参考にと考えている。

問 回答者の年齢層は。

答 回答については、50代以上の方が多かった。

問 障がい者就労施設についての村長の考えは誰もが豊かな心で暮らせる麻績村になるよう日常的に働くことが出来る施設の早期建設を切望する。障がい者就労施設についての村長の考えは。

答 「やまぼうし作業場」の老朽化が進んでいるなかで、国の事業の制限、採択基準等もあり検討をしている状況だ。

高齢者の現状と対応、対策について

高齢者世帯は微増、 更なる具体的な施策支援を進めていく



飯森 寛志 議員

問 今後の、65歳以上、75歳以上の予想構成率、老老介護、認知介護の現状は

答 65歳以上の人口は既に減少傾向。令和17年には962人に減少と推計されており、高齢化率は50%と予想されている。

高齢者独居世帯と高齢者のみの世帯状況は、独居世帯が緩やかな増加傾向、高齢者のみの世帯は横ばい傾向と予想している。老老介護、認知介護世帯は個別には把握していない。65歳以上の介護認定は75世帯22%が支援を必要と考えている。

高齢者の見守りとしては、緊急通報装置、警備会社等と契約している世帯もあり、契約の一部を補助している。

又、配膳サービス、ケアマネージャー、民生委員の訪問等による見守り、郵便局との包括協定の中で異変があった場合の連絡通報により異変時の早期発見が出来ている。

支え合い台帳は社会福祉協議会に整備をお願いし、全地区で台帳の整備は済んでいる。

問 介護する側のリスク回避、フォロワーの考え方は

答 不安、知識、経験不足についても断らない相談体制、地域包括相談、心配事相談、社会福祉協議会の家族介護教室等が現在行われている。

問 県の高齢者プランとの連携と独自の施策は

答 国の指針を踏まえ県のプランと連携を取る中で、第8期計画が作成されている。



マイナンバーカードについて 証明書類の部外交付による経費負担は

検討中であるが機器導入に3,000万円、 年間540万円のシステム経費



宮川 秀俊 議員

問 8月末現在の交付率及び人数は

答 県発表の速報値では42・85%、1,106枚となっている。

問 国からの要請、来年度の交付税への影響は

答 国は来年3月までに全国民にカードを普及させることを目標にしている。全国の自治体への取得を一層推進するよう通知されている。カードの交付率が低い自治体は現時点において、地方交付税は減額されるものではないと認識している。

問 カード取得は任意だが、交付率を上げる必要やメリットについての周知が成されているのか

答 長野県では7月より普及促進に関する会議が開催され、多くの市町村より、もっと国が広報してもらわなければ困る、といった意見が出されている。今後、国・県等と連携して広報していきたい。

問 一番懸念されている点は情報漏洩であり、また必要性に疑問を感じている方も多くいるが、窓口においてよかった点は何か

答 現在、窓口においてカードを発行してこれができるというようなどことはないが、確定申告の申請に利用いただける。その他の利便性については今後、研究が必要かと思う。

問 近隣の自治体では証明書類のコンビニ交付が発表されている。部外交付についての考え及び経費負担の見通しは

答 検討を進めているが、現在使用しているシステムでの見積もりでは、機器導入に3,000万円以上、年間のシステム経費に540万円、そのほかに運営経費、発行手数料もかかる。発行できる種類を絞れば、機器導入に1,000万円弱、年間経費に200万円弱その他経費との案も示されている。今後情報収集を行い研究を進めていきたい。

シェーンガルテンおみの運営について

都市との交流の施設であり 住民の福利厚生に必要不可欠な施設

清水 清議員



問 交流人口の流入、麻績IC開設を視野に地域活性化を踏まえシェーンガルテンおみが開設されたが現況をどう捉えているか。

答 平成7年4月オープン、都市と農村との交流の場、地域の皆さんにとって手軽に活用いただける施設として寄与している。必要不可欠な施設である。

問 指定管理制度をどのように捉えているか。

答 平成24年度より導入し本年で10年を迎えている。専門的なノウハウを持つ民間事業者の活用をし、多様化するニーズに答えサービスの提供につながり管理運営経費の削減にもつながる。

問 地産地消の観点について。特に都市部から

宿泊されるお客様に対しては、地元の食材を使った誇れる麻績村の田舎料理の提供が無限の可能性を秘めていると思うがいかがか。

答 地元を代表する食材を主にお米・野菜・リンゴ・加工品など利用者ニーズに合った料理の提供に務めている。

問 令和3年度決算で聖レイクサイド館と合わせて、年間4,000万円(日額10万円超)の指定管理料を支払っているが、国のコロナ感染症対策交付金が無くなったら一般財源での対応となるが心配である。歯止め対策が必要では。

答 現在もコロナ感染の影響を受けて厳しい状況である。指定管理者と協議をするとともに増収に向けてPR等に努めていく。

問 経営状況の公表についての考えはないか。

答 経営状況の公表は指定管理者の範疇であり、必要があれば指定管理者と協議、検討していく。

高校生等への通学補助事業について

年間、上限は5万円である

飯森 茂孝議員



問 J R 聖高原駅から通学する高校生への補助事業の進捗状況は。

答 高校生の通学補助については、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て家庭の支援として、高校通学の費用に対して、補助を行うものである。通学校の最寄りの駅までの年間定期代のうちの半額相当を補助するもので、上限は5万円である。ただし、高校生等としたものについては、公立、私立の高等学校の他、中学卒業後に通信制学校や専門学校等へ通う生徒も対象としている。高校卒業後に進学する大学、短大、専門学校等は、補助対象としていない。村から高校生等の通学に対して補助を

行うのは初めてとなるもので、教育委員会が重視する切れ目のない子育て支援の大きな柱となるものである。現在の進捗状況は、高校在学中の生徒のお宅に通知し補助申請に対しての周知を行っている。

問 主としてJ R 聖高原駅から通学する高校生への通学補助事業ということであるが、たとえば坂北駅で通学定期券を購入した場合の対応は。

答 今回の補助は、聖高原駅の利用促進という部分も含まれているので、聖高原駅での購入を対象とする。高校生の場合、一番多いのは6か月定期購入かと思われる。通常であれば4月から9月、そして10月から3月という定期の6か月定期が2回分という形になる。9月の早い段階に通知を出し聖高原駅での購入をお願いしたい。

「部活の地域移行」について 聖南中や筑北村教育委員会との話し合いは

7月に懇談し、合同部活実施等の合意はしたが、 他校も含めた検討も必要

塚原 利彦 議員



問 中学校の部活動の地域移行についてその制度の概要は。また、これに伴うメリット、デメリットは。

答 文科省で令和5年度から7年度までの間に地域移行を進めるという事で、学校としてしっかり連携を取りながら徐々に段階的に地域での活動に移行する。そして中学生に限らず、子どもから大人まで含めた地域の活動にしていく。これが制度の大きな概要である。メリットとしては、部活動の種目が増える事、それに伴って子どもたちの選択肢が増え、複数種目を兼ねる事もできる。また多世代での活動で地域スポーツ環境の充実や村民の健康増進等が期待できる。デメリットとしては、外部指導者の場合平日の

活動時間帯が遅くなる事、また複数の種目を行う場合、活動場所をどうするかといった事が考えられる。

問 制度移行に関して一番の課題は何か。

答 指導者がいるかどうか、その確保が最大の課題である。

問 部活の地域移行について生徒や保護者への説明は。

答 中学校の先生方と作業部会を立ち上げた。その中で詰めた内容を現在の中学1・2年の生徒と保護者、及び小学校6年生に概要説明や周知をする計画を立てている。

問 この事について、聖南中や筑北村教育委員会との話し合いは。

答 7月に筑北村教育委員会と懇談し、県からの指導内容と麻績村教育委員会の考えを説明し、連携や合同部活の実施について合意した。筑北と聖南だけでは解決できる状況では無く、他の学校も含めるなど様々な検討を作業部会でしていく。

村内の空き家対策は

現在、空き家対策計画を策定中である

宮下 朗 議員



問 少子高齢化と都市部への人口流出により全国的に空き家が増え社会問題となっている。平成30年度の全国住宅土地統計調査によると、空き家率は13・6%、長野県は19・6%で全国3位となっているが、麻績村の状況はどうなっているのか。

答 平成30年6月中旬から9月末に、区長の協力を得て実態調査を行った。結果は、2年以上放置されている空き家総数が180棟。所有者及び管理者が判明している空き家は157棟、不明が12棟となっている。空き家の状態は、そのまま居住可能な住宅が71棟、修繕が必要な住宅が61棟、そのまま放置すれば倒壊する危険がある住宅が19棟、衛生上有

害となる危険性のある住宅が15棟となっている。

問 今年度より空き家対策として「麻績村空き家改修及び片づけ等事業補助金」が始まっているが、申し込み状況はどうなっているか。

答 現在1件の補助金申請があり、21万6千円が支給された。また1件の相談を受けている。

問 前回の調査は4年前に実施されたものであり、現在では空き家の総数も増加していると考えられる。近隣市町村では、空き家対策計画を策定し、改修ばかりでなく解体についても補助金を出している。区長からの聞き取り調査だけでなく、立ち入り調査を含めた再調査を実施し、空き家対策計画を策定する考えは。

答 空き家対策計画策定については現在作業を進めている。再調査については政策を進めていく中で必要ならば実施する。

令和3年度 決算審査意見書

令和3年度麻績村各会計決算及び基金運用状況等審査意見書(抜粋)

★地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度麻績村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査書、財産に関する調査書、各関係帳簿、証書類並びに同法第241条第5項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の総括意見

1 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認められた。
2 財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。
3 各基金の管理及び運用の状況は、その目的にしたがい適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

1 一般会計

(1) 財政収支の状況

歳入決算額 3,570,330,052円

歳出決算額 3,356,669,279円

差引額 213,660,773円

令和3年度決算は前年度と比較すると、歳入が10,723千円(0・29%)、歳出は13,746千円(0・41%)とそれぞれ減となっている。
歳入の収納率は93・2%(前年度89・3%)、収入未済額は256,635千円で前年比165,958千円の減となった。また、不納欠損額は1,761千円で、前年比3,537千円の減となった。歳出の執行率は総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費に翌年度への繰越金があるため88・1%となっている。

繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源109,886千円を差引いた、実質収支は103,775千円

となった。前年度実質収支が106,217千円であるため、本年度単年度収支は、2,443千円の赤字となった。
基金積立は144,000千円、取崩が67,000千円、繰上償還金は55,095千円で、実質単年度収支は129,652千円の黒字決算となった。財政指標である財政力指数は単年度で0・165、3ヶ年平均で0・180となっている。經常収支比率は72・8%で前年度より5・6ポイント下がった。実質公債費比率は5・3%となり単年度では0・5%増加、3か年平均では0・4%の増加となった。これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源109,886千円を差引いた、実質収支は103,775千円

4%と前年度同様に低い。また、国庫支出金は81・0%、県支出金は76・8%、村債86・0%となっている。
イ 村税の滞納 個人村民税 3,330円 前年比 85,013円の減 固定資産税 296,500円 前年比 58,400円の増 合計 299,830円 前年比 26,613円の減

減となり、徴収率も99・8%と高水準で滞納整理に対する努力の成果が前年度に続き出ている。
ウ 別荘地貸付収入 現年度調定額は11,552千円、収入済額10,014千円(収納率86・6%)(前年度85・9%)。過年度分調定額16,478千円、収入済額9,78千円、収納率5・9%(前年度7・4%)となった。不納欠損処分は1,704千円執行され、前年度より3,501千円の減となっている。

滞納額は15,332千円となり前年度より1,146千円の減となったが依然多額である。
歳出 予算額3,809,409千円に対し、歳出決算額は3,356,669千円、繰越明許費があるため、執行率は88・1%となっている。

経営管理

ア 予算の執行は、効果調査の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認められた。
イ 公有財産について、稼働状況等の個別評価を適切、継続的に実施し長寿命化、更新、要否等今後の財政負担を展望し、健全な財政管理が維持されるよう尽力されたい。

ウ 桑山地区の移住定住促進住宅が4戸建設され計9戸となり、人口社会増に寄与している。今後建設が予定されている他、移住体験住宅の活用などもあわせ若者の移住定住が一層進むことを期待する。

工 NPO法人による若い農業後継者育成により、自立する地域おこし協力隊員も出ており農地荒廃化の抑制に成果が出ています。引き続き定住促進に向けた支援も含め、地域農業を元気にする取り組みに期待したい。

2 国民健康保険 特別会計

形式収支は28,793千円、単年度収支1,469千円、実質単年度収支は6,469千円となった。

歳入決算状況は調定額294,016千円に対し収入済額293,378千円で収納率は99.7%である。歳入の主たるものは、国民健康保険税50,989千円(構成比17.3%)、県支出金186,826千円(構成比63.7%)で、一般会計からの繰入金は26,061千円で、前年度より815千円の増となっている。

また、近年頻発する気象災害等について災害に強い村づくりを進められるよう、防災マップの周知や各種防災訓練の実施、意識の向上に努め安全安心施策の万全な取り組みを望む。

キ 小・中学校ともに一人1台端末が整備さ

れ、学校教育の方向性が変化してきている。少子化に伴う学校生活の変化に合わせ子どもたち一人ひとりの「個性」を大切にしたい教育の実践を望む。

3 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

村所有の別荘地が前年より27区画増え、1268区画となり、全体の66.1%を占めている。本年度の販売実績は無かった。

4 住宅団地分譲事業 特別会計

未販売の1区画が販売され、本会計の目的であった住宅分譲事業が終了したこと、事業費の清算を行い、麻績村住宅団地分譲事業特別会計の廃止が行われた。

5 下水道事業 特別会計

歳入は、使用料及び手数料44,035千円(構成比29.7%)、前年度対比635千円増、一般会計繰入金79,800千円(構成比53.9%)、前年度対比968千円の減となった。

歳出は、公債費が82,780千円(構成比57.7%)、前年度対

比2,079千円の増、また建設改良費は16,162千円、前年度対比13,351千円の減となった。

実質収支は4,464千円で単年度収支では3,238千円の赤字となった。

滞納額は、使用料の560千円で98千円減となった。引き続きの滞納整理を望む。

6 水道事業 特別会計

歳入の主たるものは、使用料及び手数料62,922千円(構成比43.4%)、一般会計繰入金60,130千円(構成

比41.5%)である。歳出では、公債費75,089千円(構成比52.5%)、建設事業費25,301千円(構成比17.7%)となった。

30,696千円(構成比64.7%)、一般会計からの繰入金15,563千円(構成比32.8%)が主たるもので、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金43,621千円(構成比93.4%)である。

7 介護保険 特別会計

歳入の主たるものは、国庫支出金130,550千円(構成比24.7%)、支払基金交付金105,146千円(構成比19.9%)、繰入金79,755千円(構成比15.0%)、保険料78,427千円(構成比14.8%)。歳出は、保険給付費377,338千円(構成比81.6%)である。

9 高等学校生徒奨学基金運用状況

新たな貸し出し件数はない。関係証券と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

10 土地開発基金 運用状況

土地3筆の内2筆を村に売り渡し、1筆は宅地として販売したので、基金には土地の所有はなくなった。その他、運用益の積立である。

審査のおわりに

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述

年間有収水量 (単位: m)

区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間総配水量	331,000	321,000	316,000	315,000	307,000
年間総有収水量	281,744	273,650	269,287	271,487	264,609
有収率(%)	85.12	85.25	85.22	86.19	86.19

のとおり計数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も概ね良く整備されている。

財政については、実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況からして健全財政を維持していると判断できる。

村債の借入残高は、大型事業等の影響により増加傾向が続いている。今後も大型の事業等の実施による起債の借入金額は高い水準で推移する傾向が予想されるため、将来を見据え健全な財政が保たれるよう努めていく必要がある。

また、元利償還金額の増加が見込まれるため実質公債費比率は上昇に転ずると予測される。

今後とも健全な財政運営に配慮するとともに財源を有効に活用し、今年度、最終年度となる「第6次麻績村振興計画」の将来像「明るい未来へつながる元気な麻績村」の実現に向けた村づくりに一層の努力を願う。

令和3年度は令和2

年度同様に新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受け、ワクチン接種等、対策に万全を期してきたにも関わらず、現在もなお収束が見通せていない。麻績村はある程度の感染が抑えられているものの、住民の地域活動自粛や各種会合・イベントの中止、延期など事業執行に影響があった。今後の住民の社会生活、経済情勢の変化に迅速・的確に応える事業展開と「ウィズコロナ・アフターコロナ」を見据えた住民目線の行政運営を期待し意見書とする。

**令和3年度
麻績村健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率について令和4年8月4日に関係書類を審査したお

り意見を付して提出します。

1 審査の概要

令和3年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

3 個別意見

(1) 健全化判断比率
① 実質赤字比率
実質赤字比率は、実質赤字額がないことか

ら、比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足は生じていない。

③ 実質公債費比率
実質公債費比率は、5・3%となっており、早期健全化基準の25・0%を下回っている。

④ 将来負担比率
将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、比率は生じていない。

(2) 資金不足比率
各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

編集委員

- 飯森寛志
- 宮川秀俊
- 清水清治
- 清村賢治
- 峯村賢治

*案件名称のうち、「麻績村」は省略します。

【議案等の審議結果】

案件種別	議案番号	名称	議員名と賛否							
			飯森茂孝	塚原利彦	宮下 朗	茂木泰男	飯森寛志	宮川秀俊	清水 清	清
認定	認定1号	令和3年度 一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定2号	令和3年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定3号	令和3年度 聖高原別荘地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定4号	令和3年度 住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定5号	令和3年度 下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定6号	令和3年度 水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定7号	令和3年度 介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定8号	令和3年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案1号	令和4年度 社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案2号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案3号	令和4年度 一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案4号	令和4年度 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案5号	令和4年度 聖高原別荘地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案6号	令和4年度 下水道事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案7号	令和4年度 水道事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案8号	令和4年度 介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案9号	令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意1号	教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意2号	教育委員会委員の任命 【高野羊子氏：新任】	○	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意3号	固定資産評価審査委員会委員の任命 【森山幸一氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議2号	議会議員の派遣	○	○	○	○	○	○	○	○